

大規模な土地取引には届出が必要です

📄 企画振興課 ☎73-6631

一定面積以上の土地取引（売買など）には、国土利用計画法により届出が義務付けられています。また、10月は土地月間、10月1日は「土地の日」です。豊かな郷土を未来へ引き継いでいくため、土地の有効利用について考えましょう。

●届出が必要な土地取引面積

①市街化区域	2,000㎡以上
②上記以外の都市計画区域	5,000㎡以上
③都市計画区域以外の区域	10,000㎡以上

※複数の土地取引においては、合計面積で該当となる場合もあります。

●届出の手続き

届出者	土地の権利取得者(売買の場合は買主)
届出期限	契約締結日(予約を含む)から2週間以内。ただし、2週間後が土日・祝日・年末年始などはその翌日まで
届出窓口	土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課(本市は企画振興課)

※届出の詳細についてはお問い合わせください。

高齢者肺炎球菌ワクチンの費用助成を行います

📄 こども未来課 ☎73-6652

高齢者の肺炎の発症や重症化を予防する目的で予防接種費用の一部を助成します。義務ではありませんので、自らの意志と責任で希望する場合のみ接種を受けてください。

※平成31年度からは、接種日当日に65歳である人が対象となります。

●対象

市内に住所を有する65歳以上の人で、過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けていない人(接種歴があり、5年経過後、再接種を希望される人は、全額自己負担となります。) ※60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる重度の障害を有する人も助成対象となります。

●接種場所…南高医師会の委託医療機関

●自己負担額…5,000円

(接種料金8,089円のうち、市から3,089円を助成します)生活保護世帯の人は無料です。

●申請方法

印鑑を持参の上、接種前に市役所(こども未来課・市民サービス課・各支所)で申請してください。

●償還払い制度

定期接種の場合、南高医師会以外の医療機関で接種した場合でも本市と同額を助成する制度ができました(償還払い制度)。この制度を受ける場合は、事前の申請が必要ですので、こども未来課へご相談ください。

南島原市では65歳以上の人を対象に助成を行います。国が予防接種法に定める65歳以上の5歳きざみの人には「定期接種」の取り扱いとなります。健康被害が生じた場合の補償が異なりますので、補償が大きい定期接種の年齢になるべく受けるようにしてください。

	定期接種 B 類	任意接種
救済措置	予防接種法に基づく救済	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済
対象年齢	●平成30年度に 65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の人 例)65歳は昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生の人で平成31年3月31日まで定期接種の対象です。	●65歳以上で左記の年齢以外の人
注意事項	接種後、腫れや発熱の症状、ごくまれに重篤な症状を引き起こす可能性もあります。主治医とご相談の上、体調の良い時に接種してください。	

平成30年度 南島原市文化協会との連携

公民館講座のご案内(11月開講分)

📄 生涯学習課 ☎73-6703 または 各町公民館

市教育委員会では、今年度も市文化協会と連携し公民館講座を開催します。

11月から始まる講座一覧表を見て気になる講座がありましたら、お気軽にお申し込みください。

申込書・一覧表は各町公民館、コレジヨ・ピロティー・オアシスセンターに置いてありますので、直接申し込んでください。後日詳細(持参品・参加費・開催部屋・講座期間)を記載した決定通知書を送付します。

No	講座名	初回	時間	場所	講座内容	開催団体
西有家町文化協会開催 1講座						
1	プラスバンド講座	11/22	20:00～21:00	西有家カムスホール	楽器の吹き方等の指導をします。	西有家吹奏楽団
口之津町文化協会開催 1講座						
1	マンドリン・ギターの合奏	11/7	13:00～15:30	加津佐総合福祉センター希望の里	マンドリンもしくはギターと一緒に演奏しませんか?初心者の方、大歓迎です。	七絃の会

※所定の申込書用紙に、郵便番号・住所・氏名・電話番号・受講したい講座Noを記入して、直接申し込んでください。

インフルエンザ予防接種が始まります

📄 こども未来課 ☎73-6652

ワクチンを接種することにより、重症化を予防する効果が期待できます。接種後、腫れや発熱、まれに重篤な症状を引き起こす可能性もありますので、この点をご理解いただいた上で、皆さんの判断で接種を受けてください。

●接種期間…10月1日(月)～平成31年2月28日(木)

	高齢者	乳幼児・小学生・中学生
対象者	市内に住所を有する 接種日に65歳以上の人 60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる重度の障害を有する人を含む	市内に住所を有する 生後6か月から中学3年生まで
自己負担額	長崎県内の協力医療機関 1,500円 ●1回のみ助成 本市に住所を有し、県外で接種した場合も同額を助成する制度ができました(償還払い制度)。なお、償還払いを受ける場合は、事前の申請が必要です。詳しくはこども未来課へご相談ください。 ※市の助成額は、3,381円です。	島原半島内の協力医療機関 1回 1,500円 ●乳幼児・小学生は2回まで助成 ●中学生は1回のみ助成 なお、島原半島外で接種された場合、接種費用は全額自己負担となります。 ※市の助成額は、乳幼児・小学生は1回につき2,500円、中学生は2,750円です。
接種に必要なもの	1) 予診票 2) 健康手帳 3) 健康保険被保険者証 生活保護世帯の人は「確認書」が必要です。各支所及び市民サービス課で発行します。接種は全額無料となります。	1) 予診票 2) 母子健康手帳 3) 健康保険被保険者証 生活保護世帯の人は「確認書」が必要です。各支所及び市民サービス課で発行します。接種は全額無料となります。 ●委任状(13歳未満で、保護者が同伴できない場合)

●予診票は、各医療機関および各支所、市民サービス課、こども未来課にあります。

●乳幼児・小学生・中学生は接種費用の償還払いはありません。